

○大仙市建設工事入札・契約関係事務提要の規定等を適用する要綱

令和2年4月16日

訓令第12号

(入札・契約関係事務提要の適用)

第1条 大仙美郷介護福祉組合における一般競争入札、指名競争入札及び随意契約は、大仙美郷介護福祉組合財務規則（平成14年規則第7号）に定めるほか、大仙市建設工事入札・契約関係事務提要（以下「大仙市の事務提要」という。）の規定を適用する。

2 前項の規定により大仙市の事務提要の規定を適用する場合には、所要の字句を読み替えるものとする。

(入札参加資格等審査申請書の適用)

第2条 建設工事、測量・建設コンサルタント業務、物品販売、役務の提供等に係る入札参加資格等審査については、構成市町に提出された申請書を適用する。

2 前項に規定する審査を行う委員会については、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和2年5月1日から施行する。

(大仙美郷介護福祉組合建設工事入札制度実施要綱等の廃止)

2 次に掲げる訓令は、廃止する。

(1) 大仙美郷介護福祉組合建設工事入札制度実施要綱（平成14年訓令第14号）

(2) 大仙美郷介護福祉組合一般競争入札実施要綱（平成24年訓令第3号）

(3) 大仙美郷介護福祉組合プロポーザル方式実施要綱（平成24年訓令第7号）